

## 矯正の新たな取組 ～ 社会に貢献し、社会に支えられる存在になるために

### 1 再犯防止に向けた受刑者等に対する各種指導等社会復帰支援の強化

関係機関等との連携を一層強化し、地域社会や外部協力者と一体となった新たな社会復帰支援策を検討・実施する。

#### ○ 出所後の就労を見据えた改善指導、職業訓練等の実施

- ・ 入所時調査の段階から出所後の就労を見据えた新たな就労支援プログラムを策定する（例えば、ホームヘルパー科実施施設への移送〔資格取得〕→高齢受刑者収容施設への移送〔介護の実習経験〕→出所後に福祉施設に就労）。
- ・ 施設を限定し、また対象者を絞り込んだ上、矯正処遇を実施する時間帯の変更を含めて、改善指導の重点的な実施方法を検討・実施する。また、釈放が近くなった受刑者等に対して、社会の実状に沿った作業時間の確保（実質8時間）等を検討・実施する。

#### ○ 関係機関等と連携した農業等への就労支援

就労の能力・意欲があるものの帰住先のない受刑者等に対し、自治体、関係団体、企業等と連携しながら、建設、農業等の職業訓練を実施し、出所後の就労に結び付けるような、新たな社会復帰支援策を検討・実施する。

#### ○ 再非行の可能性と教育上の必要性を把握するアセスメントツールの活用

少年の再非行の可能性と教育上の必要性を把握する法務省式ケースアセスメントツールを積極的に活用し、どのような働き掛けをすれば再非行を防止できるか等を明らかにする。

#### ○ 女性特有の問題に着目した指導・支援体制の強化

- ・ 女子刑務所が所在する地域の福祉・医療関係団体や人材の協力を得た支援ネットワークを構築し、これを活用して、経験豊富な保健師、助産師、看護師などを女子刑務所に派遣し、女子刑務所における処遇体制を強化する。
- ・ 専門家の助言を受け、心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱える女子被収容者に対する新たな指導プログラムを策定する。

#### ○ 被害者の視点を取り入れた教育プログラムの拡充

- ・ 「被害者の視点を取り入れた教育」に対する受刑者等の動機付けと生命尊重への意識を高めるとともに、犯罪被害者の方の心情を理解させるため、犯罪被害者団体の協力を得た「生命のメッセージ展」等を全国の刑事施設及び少年院で開催する。
- ・ 少年院において、被害者に対する謝罪等誠意を持った対応に向けたガイドライン及び教育プログラムを策定する。

### 2 地域社会との連携強化と社会貢献

地域社会等と一体となって再犯防止に取り組むため、「塀」の外へ一歩踏み出し、矯正施設の側から地域社会に対する支援（社会貢献）に積極的に取り組む。

#### ○ 関係機関と連携した地域社会における犯罪・非行防止活動と支援の実施

病院、福祉機関、ハローワーク、地方自治体、教育委員会、学校、児童福祉施設、警察、NPO等との連携強化と関係構築を進めながら、①刑務所出所者、少年院出院者等の社会復帰に向けた援助・支援、②少年院・少年鑑別所職員の専門性を活用した一般の方等からの依頼に応じた相談実施など、地域社会における犯罪・非行防止活動と支援の実施に積極的に取り組む。

○ **受刑者・少年院在院者による社会貢献活動の積極的な実施**

近隣地域の清掃活動，福祉施設でのボランティア活動等，受刑者及び少年院在院者による社会貢献活動を積極的に実施する。

○ **公共サービス改革法を活用した収容関連サービス業務（給食）の民間委託**

厨房施設の建替時期が到来している刑事施設において，国が新たに厨房施設等を整備した上で，公共サービス改革法を活用し，給食業務を民間事業者に委託する。また，地元雇用，食材等の地元からの調達を入札条件とし，さらに，被収容者に対する給食だけでなく，施設周辺の学校や社会福祉施設への給食，独居老人に対するケータリング等の地域サービスの実施についても，併せて検討する。

**3 矯正施設の組織運営の基盤強化**

①矯正医療の基盤整備，②女子刑事施設の運営改善，③職員不祥事の根絶を始めとした現下の課題に適切に対応し，再犯防止と治安の維持という，矯正が社会から求められている責務を着実に果たすため，矯正施設の組織運営の基盤を強化する。すなわち，矯正行政に対する国民の信頼を得て，日々誠実に勤務している職員が一致団結し，誇りを持ってその使命を果たせる組織となることを不断の努力をもって目指し続ける。

○ **矯正医療の基盤整備**

平成25年7月に発足した「矯正医療の在り方に関する有識者検討会」において，矯正医官の確保策を始め，今後の矯正医療が採るべき方向性について議論いただき，「矯正施設の医療の在り方に関する報告書」が取りまとめられ，本年1月に法務大臣宛てに提出された。今後，同報告書に盛り込まれた各種充実策を早急に検討・実施する。

○ **女子刑事施設の運営改善**

女子刑事施設に勤務する職員が安心して勤務を継続できるよう，女性職員の育成と定着支援策，女子被収容者の収容状況に係る改善措置を講じるとともに，その改善の状況を常に把握し検証する体制を構築する。

○ **職員不祥事の根絶**

本年6月に公表された「職員不祥事根絶のための総合対策」を踏まえ，矯正職員の使命感と誇りの醸成，不祥事の起こりにくい職場環境の構築，研修制度等の改革，非違行為の早期発見，同種事案の再発防止，施設運営上の問題の早期発見等に係る取組を実施する。